

富山県制度融資

新 新型コロナウイルス感染症対応資金

【3年間実質無利子・信用保証料減免・無担保】

主に、売上高等が最近1ヶ月の実績とその後2ヶ月を含む計3ヶ月の見込みで、対前年比5%以上減少している方にご利用いただけます。

(売上高等の減少について、市町村長の認定が必要です。一部対象外となる場合があります。)

ご利用にあたっては、取引先の金融機関へご相談ください。

取扱開始日：令和2年5月1日(金)

申込期限：令和2年12月31日(木)

【富山県新型コロナウイルス感染症対応資金の概要】

融資限度額	4,000万円 (設備資金・運転資金) ★6月15日(月) 3,000万円⇒4,000万円に引き上げ (※1)保証付既往債務の借換え可 (※2)県制度融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」との併用可
融資期間	10年以内 (うち据置期間5年以内)
融資利率	実質無利子・4年日以降は年1.25%以内 (固定金利) (※3)無利子の対象は別表参照
経営者保証	法人代表者以外の連帯保証人は原則不要 法人代表者は一定要件 (①法人・個人分離、②資産超過) を満たせば免除可能
信用保証料率	0.85% (経営者保証免除の場合 1.05%) (1)セーフティネット保証4号(▲20%)または 危機関連保証(▲15%)を利用の場合 ゼロ (保証料補助10/10) (※4) (2)セーフティネット保証5号(▲5%)を利用の場合 (※3)別表参照

(※1)借換えの対象については、富山県信用保証協会(TEL:076-423-3171)にお問い合わせください。

(※2)「新型コロナウイルス感染症対策枠」については、[富山県 コロナ 金融支援](#)で検索

(※3)【別表】

対象者		売上高等減少率			
		▲5%以上		▲15%以上	
		個人事業主	法人	個人事業主	法人
小規模企業者 (※5)	融資利率	1.25%以内 ※当初3年間は 実質無利子化	1.25%以内	1.25%以内 ※当初3年間は 実質無利子化	
	信用保証料率	ゼロ (保証料補助10/10) (※4)	0.425% 経営者保証免除の 場合 0.525% (保証料補助1/2) (※4)	ゼロ (保証料補助10/10) (※4)	
中小企業者 (小規模企業者を除く 中小企業)	融資利率	1.25%以内		1.25%以内 ※当初3年間は 実質無利子化	
	信用保証料率	0.425% 経営者保証免除の場合 0.525% (保証料補助1/2) (※4)		ゼロ (保証料補助10/10) (※4)	

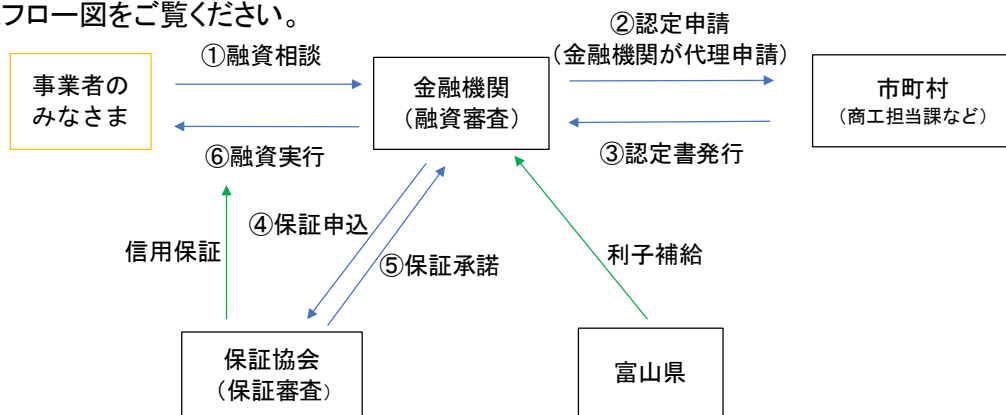
(※4)ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については補助対象となりません。

(※5)常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする事業者については5人)以下のもの。

よくあるお問い合わせ

Q1 申込手続きを教えてください。

A1 以下の手順フロー図をご覧ください。



Q2 必要書類は何ですか。

A2 以下の書類が必要です。

- (ア)富山県新型コロナウイルス感染症対応資金利用申込書(信用保証協会宛て)
- (イ)新型コロナウイルス感染症対応資金金融機関チェックシート(金融機関向け)
- (ウ)経営者保証免除対応確認書(経営者保証を免除する場合)
- (エ)信用保証委託申込書・委託契約書など信用保証協会所定の申込資料
- (オ)市町村の定める認定申請書 ※添付書類として、法人(個人)の实在が確認できる書類が必要です。
- (カ)売上高等の減少を確認する書類

Q3 必要書類(ア)~(オ)はどこで入手可能ですか。また(カ)の「売上高等の減少を確認する書類」とは何ですか。

- A3 (ア):富山県または富山県信用保証協会のホームページをご覧ください。
(イ),(ウ),(エ):取引先の金融機関または富山県信用保証協会にお問い合わせください。
(オ):市町村のホームページをご覧ください。(掲載がない場合は直接市町村にお問い合わせください。)
※法人(個人)の实在が確認できる書類…法人:法人謄本(履歴事項証明書)など 個人:確定申告書の写しなど
(カ):試算表、売上台帳、その他売上高等が分かる資料です。

Q4 どの市町村で認定を受ければよいですか。

- A4 法人の場合は登記上の本店所在地または事業実態のある事業所の所在地、
個人事業主の場合は事業実態のある事業所の所在地です。

Q5 既にセーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証の認定を受けています。借換えに際し、新たに認定書を取り直す必要はありますか。

- A5 借換えに際し、別の保証を利用する場合、新たな認定が必要となる場合があります。
詳しくは富山県信用保証協会にお問い合わせください。

Q6 一部の事業のみ売上等等が減少している、1年前から店舗数が増加している等の場合に、売上高等の減少要件を満たすかどうかの確認をしたいのですが。

- A6 満たす場合がありますので、詳しくは市町村にお問い合わせください。

Q7 既往債務の借換えについて制限はありますか。

- A7 原則として保証付き融資であれば、一部の借換えを除いて制限はありません。
詳しくは富山県信用保証協会にお問い合わせください。

Q8 申込期限は令和2年12月31日となっていますが、融資実行はいつまでに行われればよいですか。

- A8 令和3年1月31日までに融資実行されることが必要となります。

お問い合わせ先

取引先の金融機関 または 富山県信用保証協会 (TEL:076-423-3171 平日:8時40分~17時15分)

各種支援策の紹介については下記ホームページをご覧ください。

富山県「事業者の皆様・働く皆様へ」 http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1301/kj00021653.html

富山県信用保証協会「新型コロナウイルス感染症に関連した対策情報」 <https://www.cgc-toyama.or.jp/>

経済産業省「新型コロナウイルス感染症関連」 <https://www.meti.go.jp/covid-19/>